



## 令和3年度 第1回 横浜市救急業務検討委員会 次第

令和3年12月21日（火）  
午後7時から  
横浜市健康福祉総合センター  
6階 会議室

### 1 開会

- (1) あいさつ
- (2) 委員の紹介

### 2 委員長・副委員長の選出

### 3 議題

- (1) 検討事項
- (2) スケジュールについて

### 4 その他

# 横浜市救急業務検討委員会 委員名簿

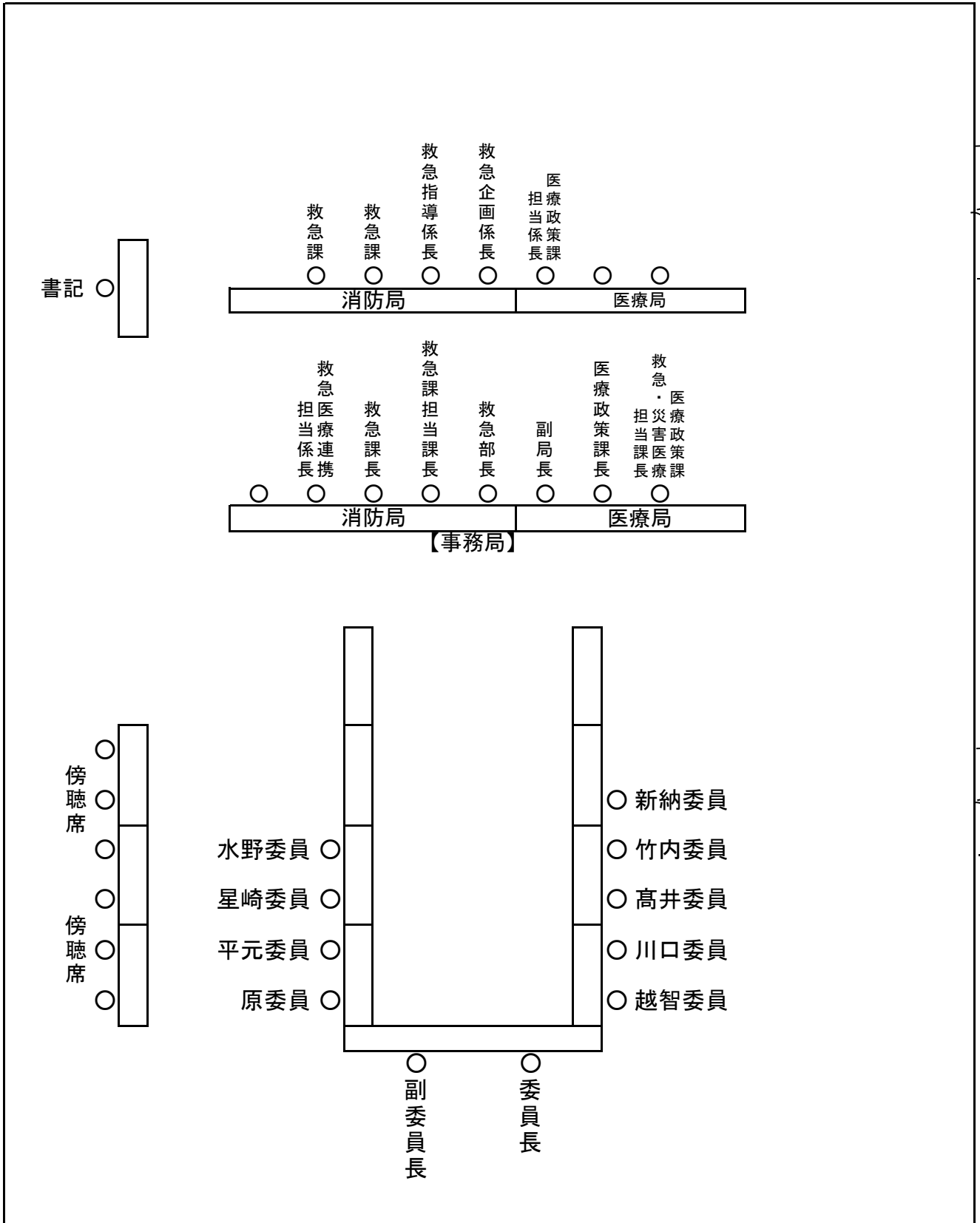
医療ジャーナリスト	お ち 越 智	と よ こ 登代子
一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	かわぐち 川 口	ひろひと 浩 人
弁護士	た か い 高 井	か え こ 佳江子
横浜市メディカルコントロール協議会 会長	たけうち 竹 内	いちろう 一 郎
公益社団法人 横浜市病院協会 会長	にいのう 新 納	けんじ 憲 司
公益社団法人 神奈川県看護協会 横浜北支部長	は ら 原	く み 久 美
公益社団法人 横浜市病院協会 副会長	ひらもと 平 元	ま こと 周
株式会社神奈川民間救急サービス 代表取締役	ほしざき 星 崎	きよみ 清 美
一般社団法人 横浜市医師会 会長	み ず の 水 野	きょういち 恭 一

五十音順:敬称略

計 9名

# 横浜市救急業務検討委員会 座席表

令和3年12月21日(火)  
 午後7時から  
 横浜市健康福祉総合センター  
 6階 会議室





# 令和3年度第1回横浜市救急業務検討委員会 説明資料

# ■ 目次

---

I	令和3年度・4年度 横浜市救急業務検討委員会 検討事項	1
II	救急の現状	
	(1) 救急出場件数及び搬送人員の推移	2
	(2) 救急隊数及び現場到着時間の推移	3
	(3) 傷病程度別及び年齢区分別搬送人員構成比率の推移	4
	(4) 横浜市の高齢者の将来人口推計（予測値）	5
	(5) 救急需要予測	6
	(6) 救急需要対策の取組	7
III	転院搬送の現状	
	(1) 救急業務の根拠法令	8
	(2) 転院搬送の考え方	9
	(3) 転院搬送ガイドライン	10
	(4) 転院搬送出場件数及び救急出場件数に対する転院搬送の割合	11
	(5) 事故種別搬送人員構成比率の推移	12
IV	転院搬送の課題	
	(1) 緊急性の乏しい転院搬送	14
	(2) 救急隊の長時間拘束	16
	(3) 消防機関への通報要領の課題	19
	(4) 搬送医療機関の受入れ未確認	20
	(5) 医師が同乗しない場合の措置	21
V	今後のスケジュール（案）	24

# I 令和3年度・4年度 横浜市救急業務検討委員会 検討事項

## 「救急車による転院搬送について」

救急出場件数は、高齢化の進展等により増加傾向で今後もこの傾向は続くと予測しています。

増加する救急需要に対しては、救急隊の増隊をはじめ、予防救急の取組推進、救急受診ガイドの利用促進など継続的に取り組んでいるところです。

救急需要の増加とともに、現場到着時間も延伸傾向にある中、限りある医療資源で市民サービスを低下させることなく、緊急性の高い事案に確実に消防救急車が対応できるよう、転院搬送の適正な利用を推進していくため、次の課題についてご検討をお願いします。

### 1 「消防機関が行う転院搬送の要件について」

課題1 緊急性の乏しい転院搬送

### 2 「遠距離搬送について」

課題2 救急隊の長時間拘束

### 3 「転院搬送要請要領等について」

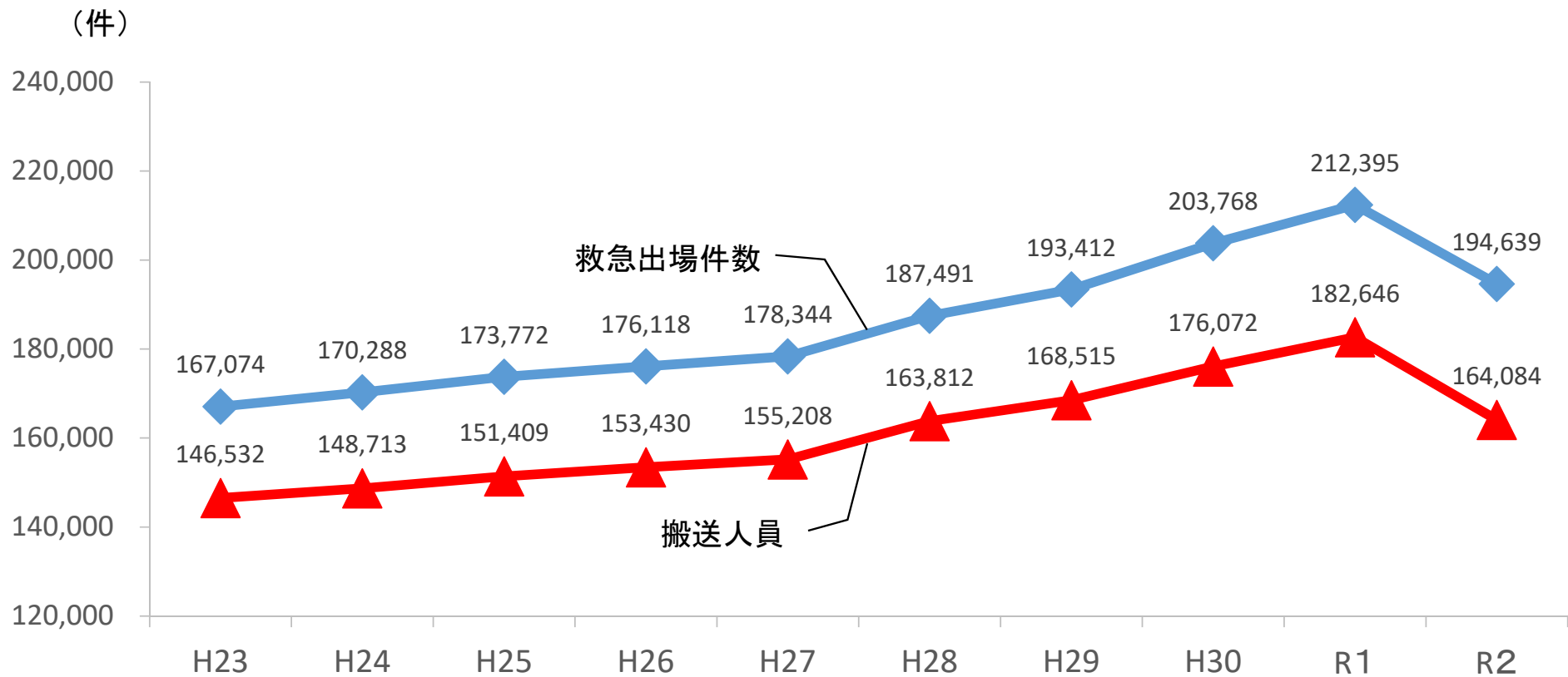
課題3 消防機関への通報要領の課題

課題4 搬送先医療機関の受入れ未確認

課題5 医師が同乗しない場合の措置

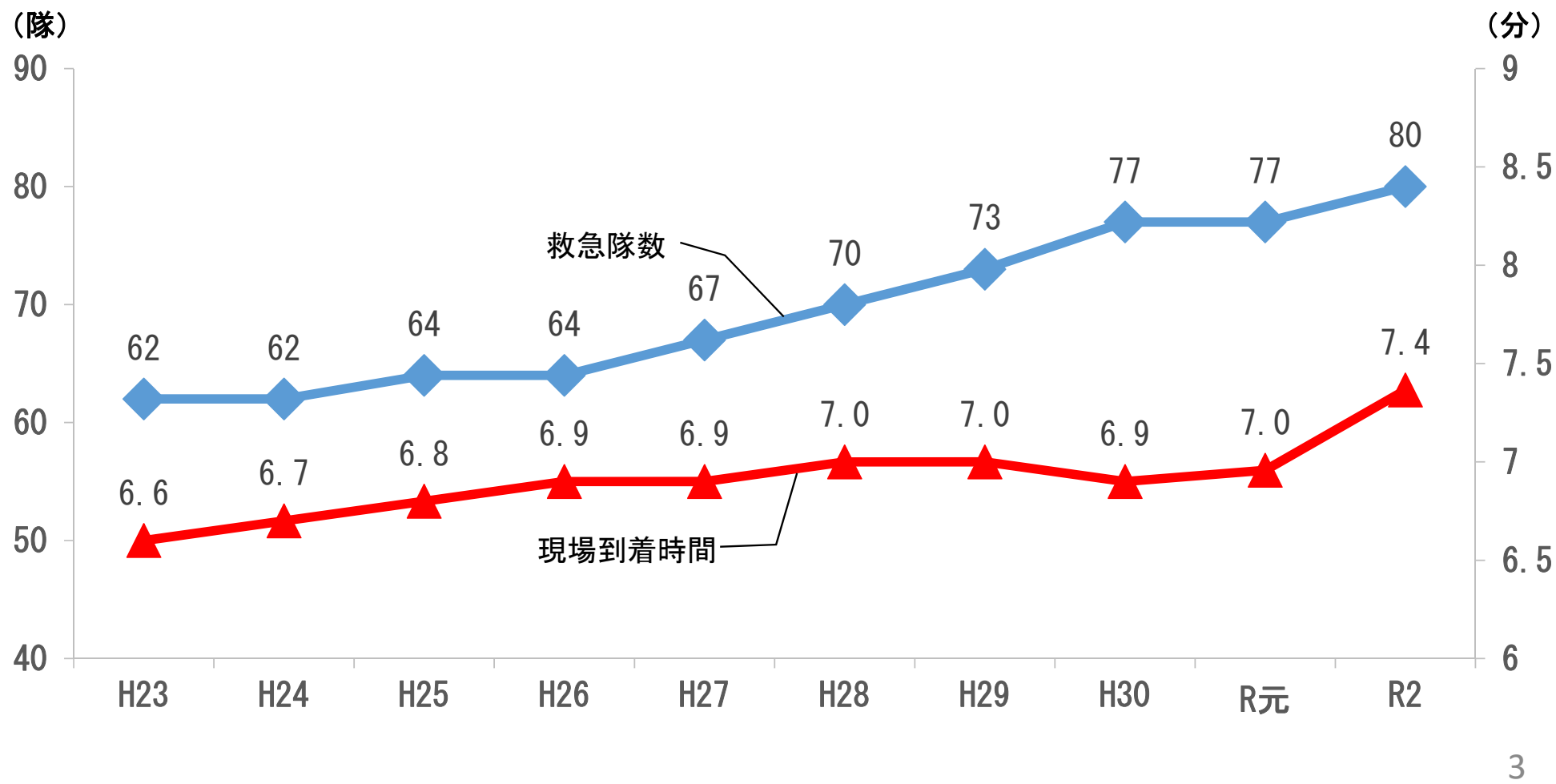
## Ⅱ 救急の現状

### 1 救急出場件数及び搬送人員の推移



## II 救急の現状

### 2 救急隊数及び現場到着時間の推移

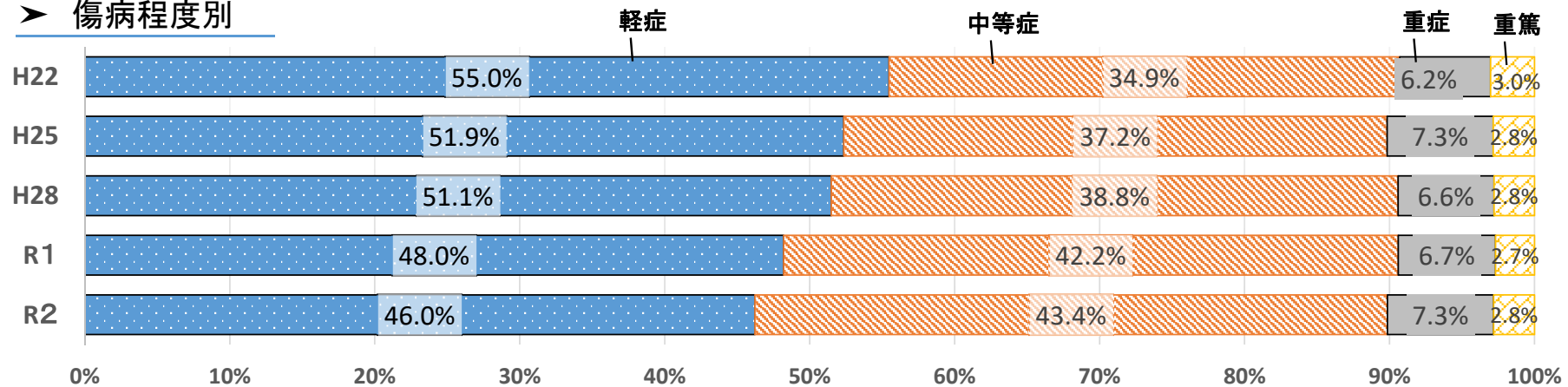




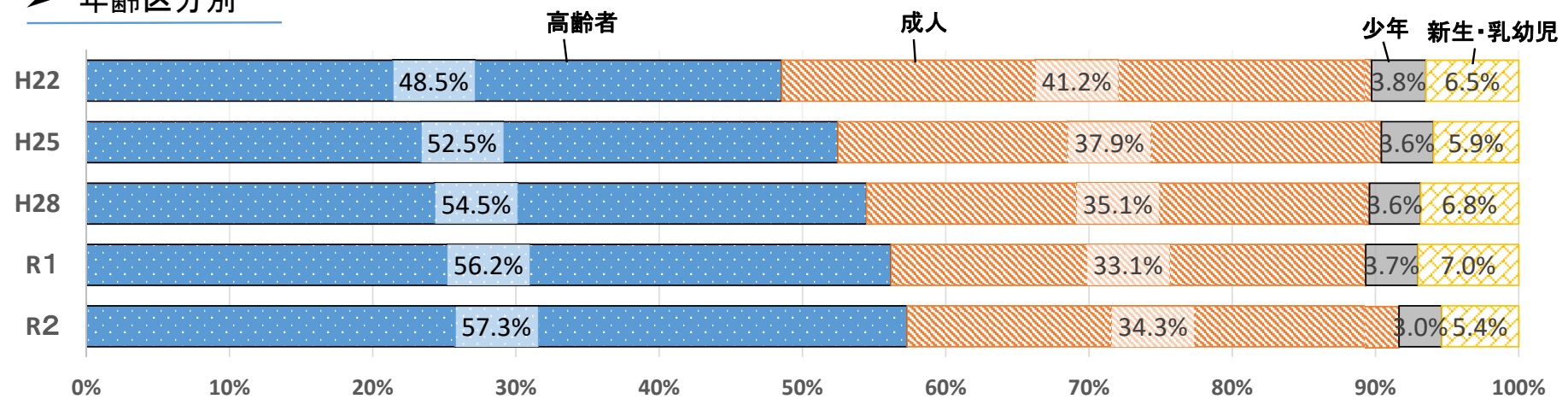
## II 救急の現状

### 3 傷病程度別及び年齢区分別搬送人員構成比率の推移

#### ➤ 傷病程度別

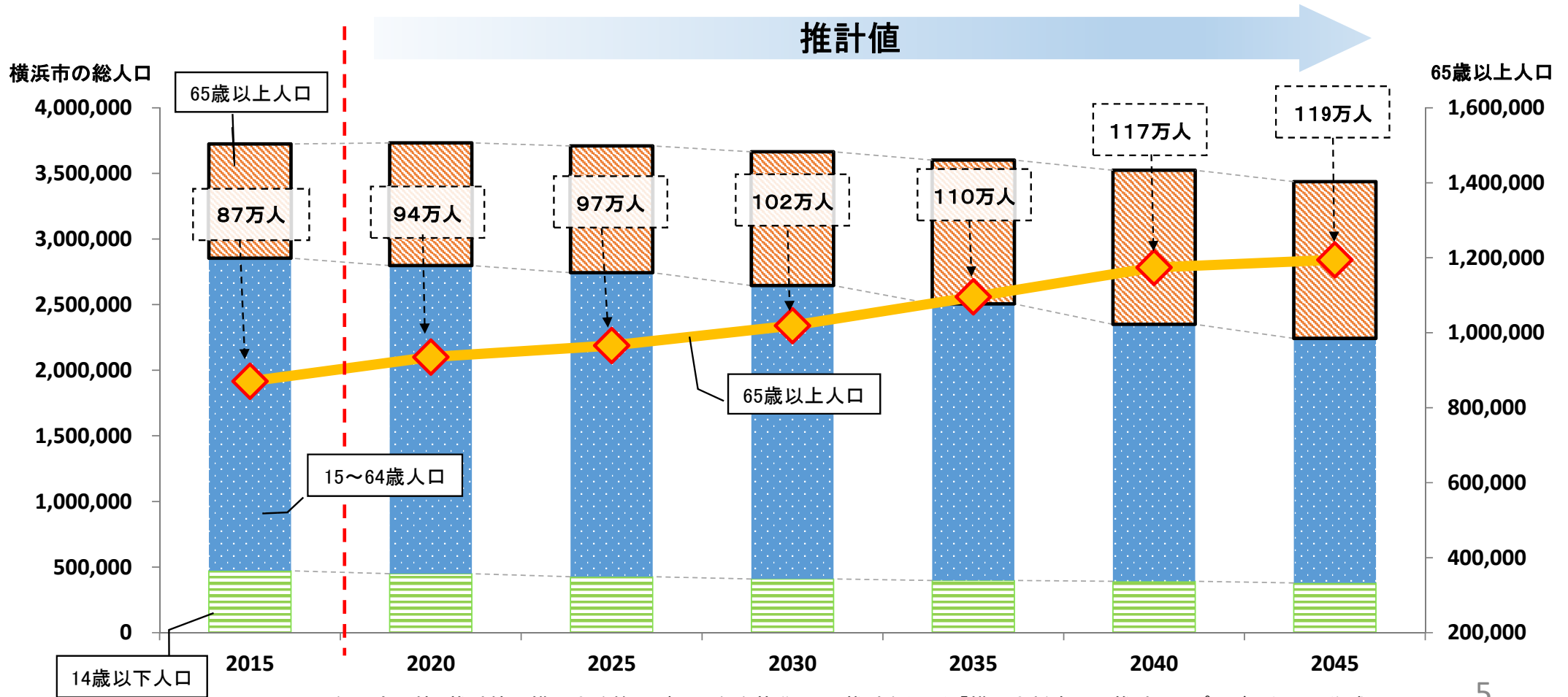


#### ➤ 年齢区分別



## II 救急の現状

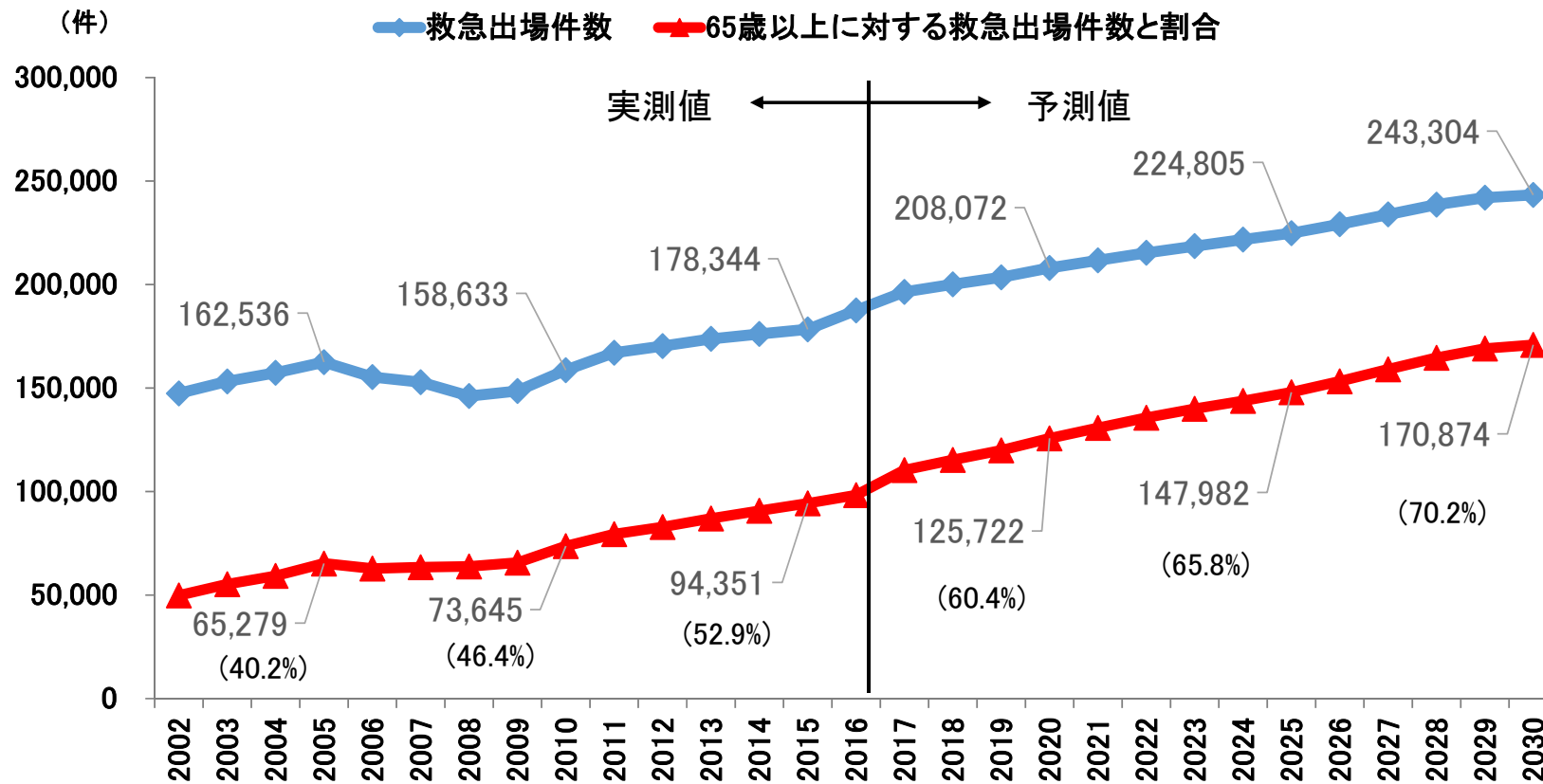
### 4 横浜市の高齢者の将来人口推計(予測値)



※ 2015年は実測値、推計値は横浜市政策局が2015年を基準として推計を行った「横浜市将来人口推計オープンデータ」より作成

## II 救急の現状

### 5 救急需要予測



※ 2017年横浜市立大学と共同研究を行ったデータサイエンスによる救急需要予測から引用

## II 救急の現状

### 6 救急需要対策の取組

- ◆ 救急隊の増隊
- ◆ 時季による、一時的な救急需要に対する臨時の救急隊の編成
- ◆ 横浜市救急受診ガイド・横浜市救急相談センター#7119の利用促進
- ◆ ケガの予防対策の普及啓発
- ◆ 熱中症対策など時季を捉えた予防救急広報
- ◆ 応急手当の普及啓発
- ◆ 救急車を頻回に利用する傷病者への対策



など

### Ⅲ 転院搬送の現状

#### 1 救急業務の根拠法令

##### 【消防法】第2条第9項（救急業務）（抜粋）

救急業務とは、**災害により生じた事故**若しくは**屋外**若しくは**公衆の出入する場所において生じた事故**（以下この項において「災害による事故等」という。）又は**政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるもの**による**傷病者**のうち、医療機関その他の場所へ**緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関その他の場所に搬送すること**をいう。

##### 【消防法施行令】第42条（災害による事故等に準ずる事故その他の事由の範囲等）

法第2条第9項の災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものは、**屋内において生じた事故**又は**生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病**とし、同項の政令で定める場合は、当該事故その他の事由による**傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合**とする。

## Ⅲ 転院搬送の現状

### 2 転院搬送の考え方

【総務省消防庁の見解】（昭和49年12月13日 消防安第131号 広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答）

医療機関に搬送され初療の後であっても、**当該医療機関において治療能力を欠き、かつ他の専門病院に緊急に搬送する必要があり、他に適当な搬送手段がない場合**は、要請により出動すべきものと解する。

【救急統計上】（出典：総務省消防庁救急企画室 救急年報報告入力要領）

何らかの理由により、**医療機関から医療機関へ搬送**されたものをいう（歯科医院及び歯科診療所含まず）。



医療法（昭和23年法律第205号）第1条の規定による病院又は診療所（歯科医院及び歯科診療所を除く）をいう。（出典：総務省消防庁救急企画室 ウツタイン様式オンライン入力要領）

- **病院⇒病床数20以上の医療機関**
- **診療所⇒病床数19以下の診療所、医院**

## Ⅲ 転院搬送の現状

### 3 転院搬送ガイドライン

#### 《本市ガイドライン策定の背景》 横浜市救急業務委員会(第10次報告)(平成17年度)

- 救急出場件数及び救急出場件数に占める転院搬送割合も過去最高となった。
- 医師が転院搬送の要件を満たしていない(治療困難、緊急性)要請がある。
- 医師が転院搬送の要件を承知していない場合がある。
- 民間患者等搬送事業者の即応体制が整っていない。

⇒ 「**転院搬送ガイドライン**」(平成18年10月1日から運用開始)を策定

#### 《国の検討の背景》 平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会(一部抜粋)

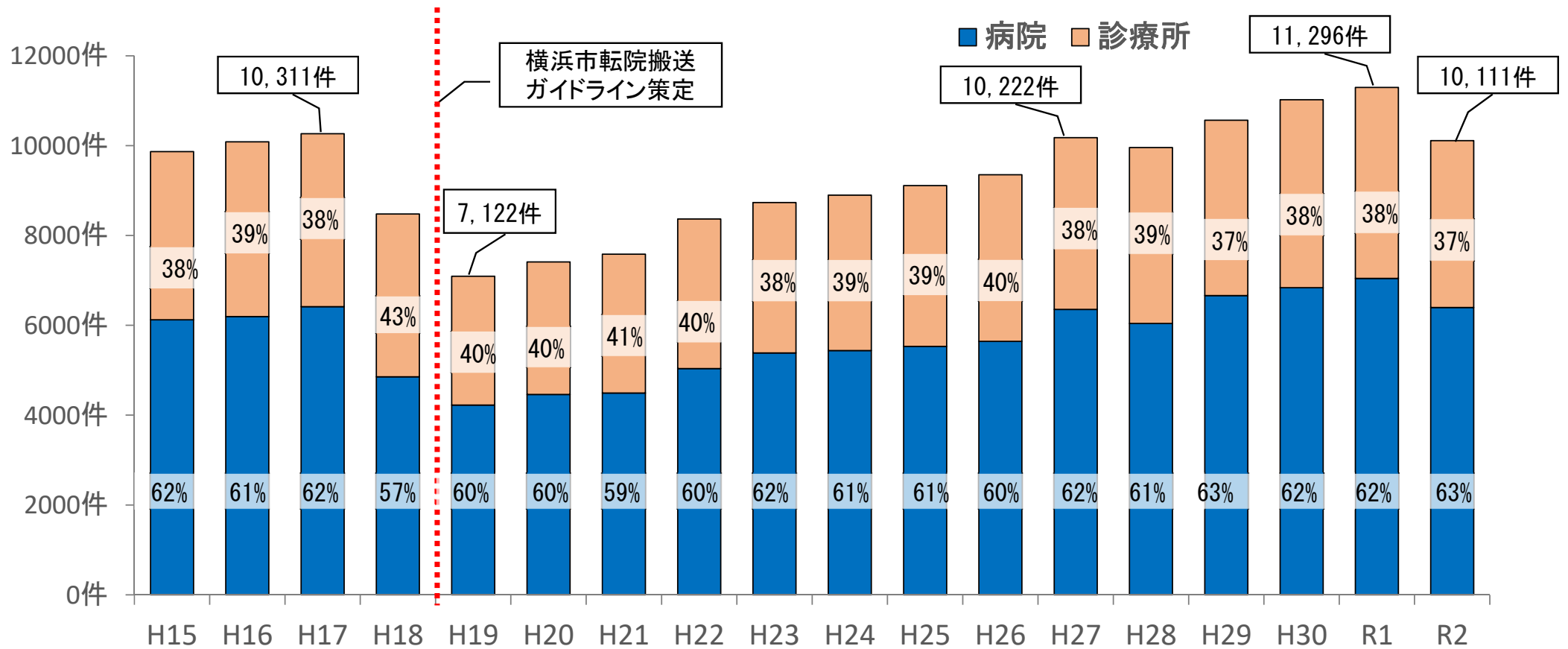
- 救急出場件数は、近年ほぼ一貫して増加。限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を進めていくことが必要。
- 転院搬送出場件数は、高い水準で推移し、平成25年中には約49万件、全搬送件数の約8%を占めている状況である。全国消防長会からも転院搬送の適正化について要望があった。

⇒ 「**転院搬送における救急車の適正利用の推進について**」(消防救第34号平成28年3月31日)

総務省消防庁と厚生労働省が連携して作成した「**転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドライン**」を参考に、各地域の実情に応じたルール化に向けた合意形成を行うよう示された。

### Ⅲ 転院搬送の現状

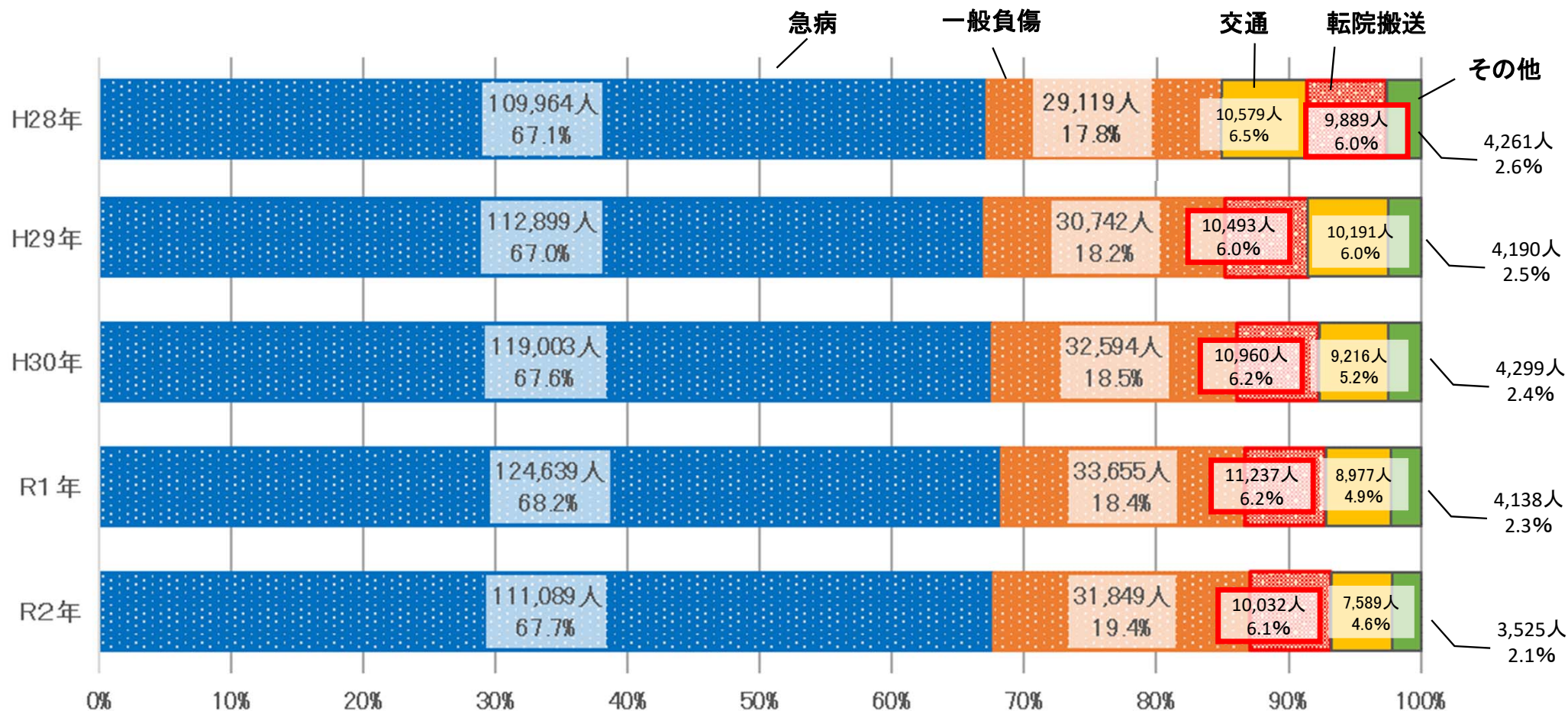
#### 4 転院搬送出場件数及び転院搬送出場場所割合





### Ⅲ 転院搬送の現状

#### 5 事故種別搬送人員構成比率の推移



# I 令和3年度・4年度 横浜市救急業務検討委員会 検討事項

## 1 「消防機関が行う転院搬送の要件について」

課題1 緊急性の乏しい転院搬送

## 2 「遠距離搬送について」

課題2 救急隊の長時間拘束

## 3 「転院搬送要請要領等について」

課題3 消防機関への通報要領の課題

課題4 搬送先医療機関の受入れ未確認

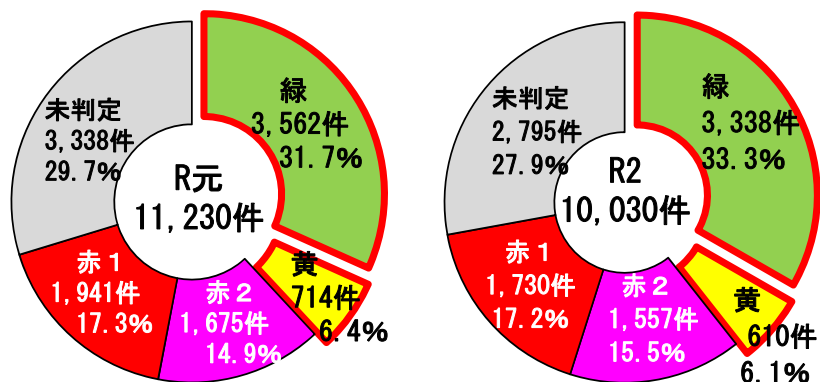
課題5 医師が同乗しない場合の措置

# IV 転院搬送の課題

## 課題1 緊急性の乏しい転院搬送

転院搬送の要件として、「当該医療機関において治療能力を欠き」、かつ「他の専門病院に緊急に搬送する必要がある」としてはいますが、緊急性の乏しいと思われる転院搬送依頼があります。

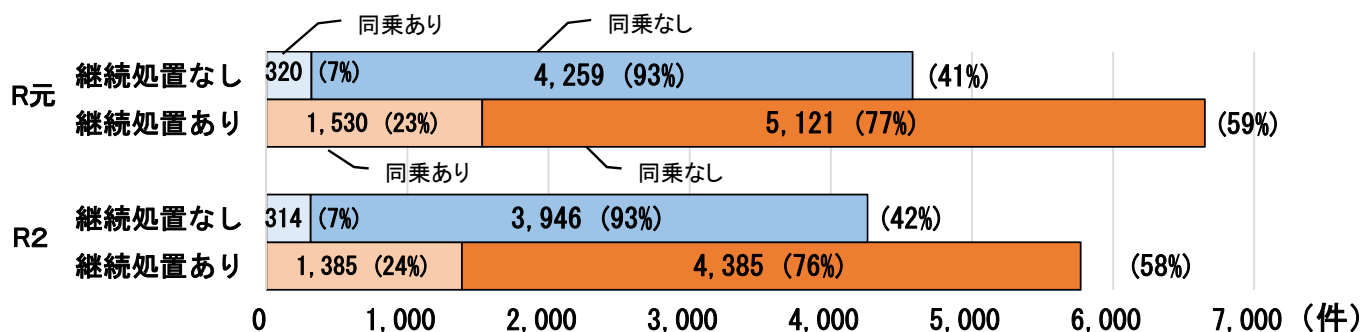
### ➤ 転院搬送における緊急度判定結果



### ➤ 緊急度判定(総務省消防庁「緊急度判定プロトコルVer.1.1」)

FTアプリ緊急度	FTアプリでの定義	判定結果読み替え
赤1	きわめて緊急性が高い病態であるため、緊急に搬送する必要がある病態	重篤(1+)
赤2	緊急性が高い病態であるため、緊急に搬送する必要がある病態	重症(1)
黄	赤1、赤2ほど緊急性は高くないが、2時間以内を目安とした医療機関への受診が必要な病態	中等症(2)
緑	上記には該当しないが、診療が必要な病態	軽症(3)

### ➤ 救急車内での継続処置の有無と医師同乗割合



#### 【継続処置内容】

- ・挿管
  - ・輸液
  - ・気管切開
  - ・酸素投与
- 等

## IV 転院搬送の課題

### 課題1 緊急性の乏しい転院搬送

- 緊急度判定結果(緑)かつ救急車内での継続処置がない事案の事例

#### 事例①～診療所から病院への転院搬送～

##### 【事案内容】

- ・転倒した際に、以前から痛めていた右足の痛みが強くなり、自身で近隣の診療所を受診した。
- ・受診した診療所では処置が困難であり、傷病者が歩行困難なため転院搬送を依頼した。

#### 事例②～病院から病院への転院搬送～

##### 【事案内容】

- ・呼吸困難感があり、救急搬送されてきたため検査を行った。異常所見は認められなかったが、かかりつけ医療機関の受診が必要なため、転院搬送を依頼した。
- ・救急隊接触時、傷病者からの主訴はなかった。

#### 事例③～病院から病院への転院搬送～

##### 【事案内容】

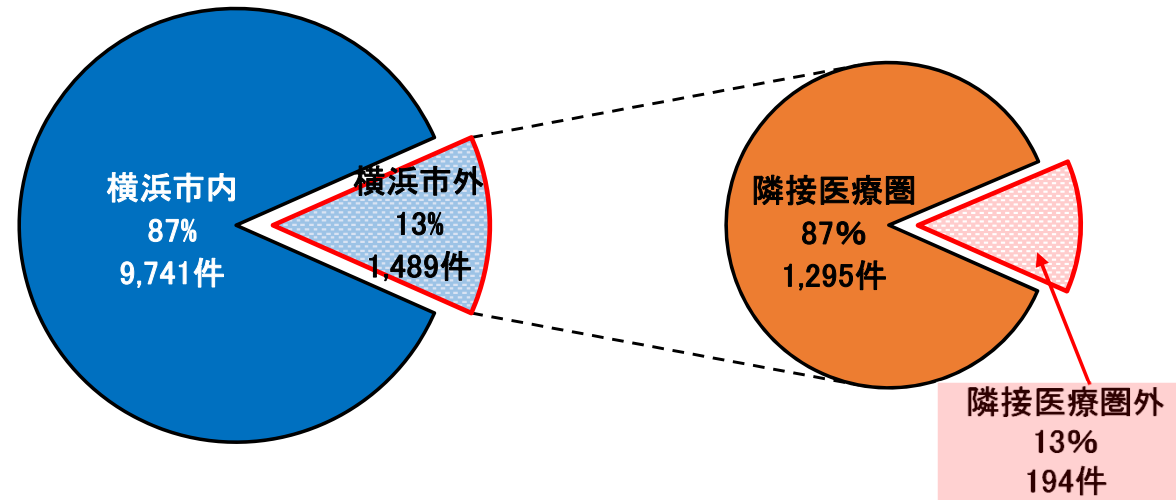
- ・階段から転落し右ひじを痛めたため救急要請し、病院へ搬送され、脱臼の診断を受けた。
- ・搬送された病院では整復が行えないため転院搬送を依頼した。

# IV 転院搬送の課題

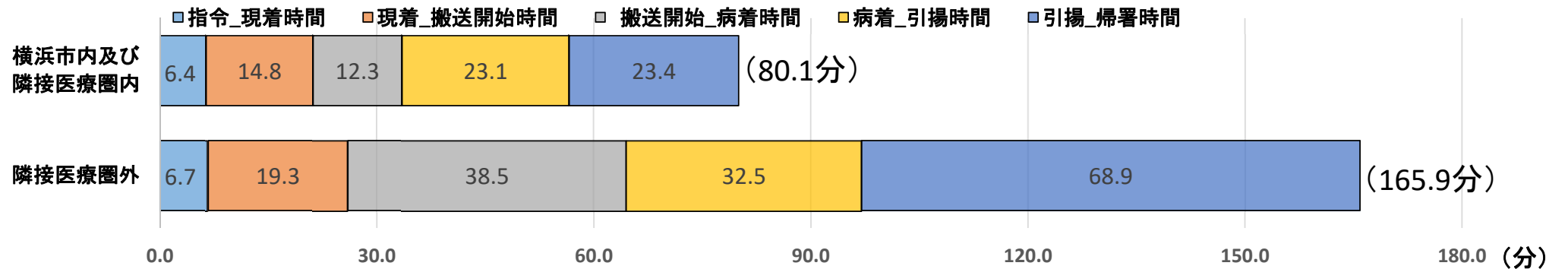
## 課題2 救急隊の長時間拘束

遠方への搬送により、救急隊が長時間拘束され、市内の救急要請が輻輳すると、救急隊の空白地域が大きくなり、救急隊の現場到着時間が遅れ、救命率の低下につながるものが危惧されます。

令和元年の転院搬送における搬送先区分



救急活動時間(令和元年平均値)



※カッコ内数値は、指令から帰署までの平均時間



## IV 転院搬送の課題

### 課題2 救急隊の長時間拘束

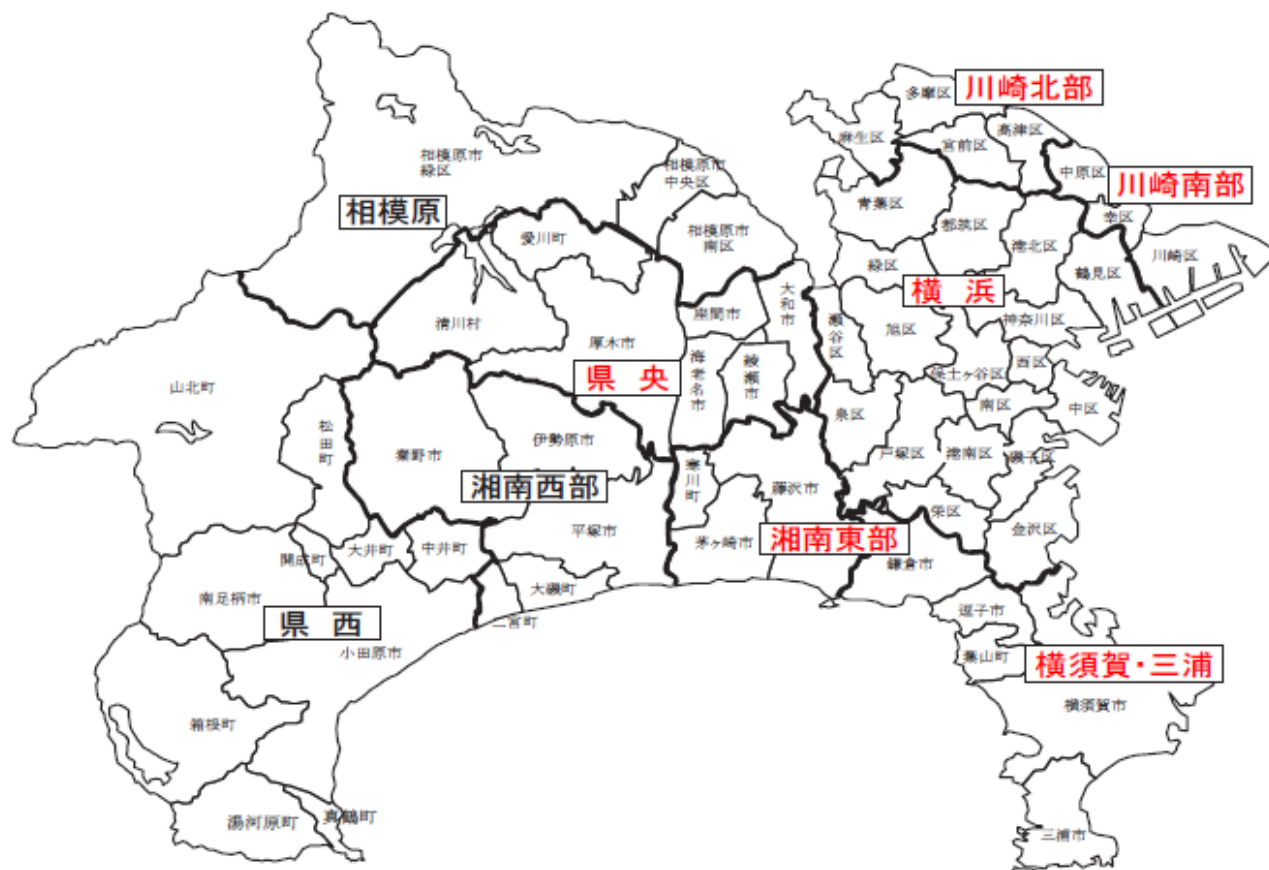
#### ➤ 神奈川県二次保健医療圏

##### 遠方への転院搬送事例

###### 【事案概要】

～市内医療機関から千葉県の医療機関への転院搬送～

- ・ 会話中に呂律が回らないことを指摘されたため、近隣医療機関を受診し、脳幹梗塞と診察された。
- ・ 受診した医療機関では処置困難なため転院搬送依頼があった。
- ・ 傷病者は千葉県在住
- ・ 市内医療機関から搬送先医療機関まで74.5 km
- ・ 出場指令から帰署まで4時間5分



## IV 転院搬送の課題

### 課題2 救急隊の長時間拘束

➤ 転院搬送における救急車の適正利用の推進について(平成28年3月31日消防救第34号)

【救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参照事項】(抜粋)

1～2 (省略)

3 地域において救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを策定するに当たっては、地域の実情を踏まえ、必要に応じ、以下の事項についても検討することとする。

イ 特殊な疾患等を有する傷病者を除き、**一定の時間内に搬送することが可能な区域に関する定めなど、他の救急業務の実施に支障を生じさせるおそれのない転院搬送の地理的な範囲に関する事項**

## IV 転院搬送の課題

### 課題3 消防機関への通報要領の課題

転院搬送依頼書のFAX送信後、119番通報することとなっていますが、FAX送信がないものや、FAX送信後、119番通報のない要請事案があります。

➤ FAX件数(令和3年5月1日から11月30日まで)

6,121件（期間内転院搬送件数）

FAXあり  
4,507件（73.6%）

FAXなし  
1,614件（26.4%）

病院  
3,168件（70.3%）

診療所  
1,339件（29.7%）



## IV 転院搬送の課題

### 課題4 搬送医療機関の受入れ未確認

要請前に搬送先医療機関の受入確認を行うこととなっていますが、確認を実施せず搬送先が決まっていない転院搬送要請があります。

➤ 搬送先確認件数(令和3年5月1日から11月30日まで)

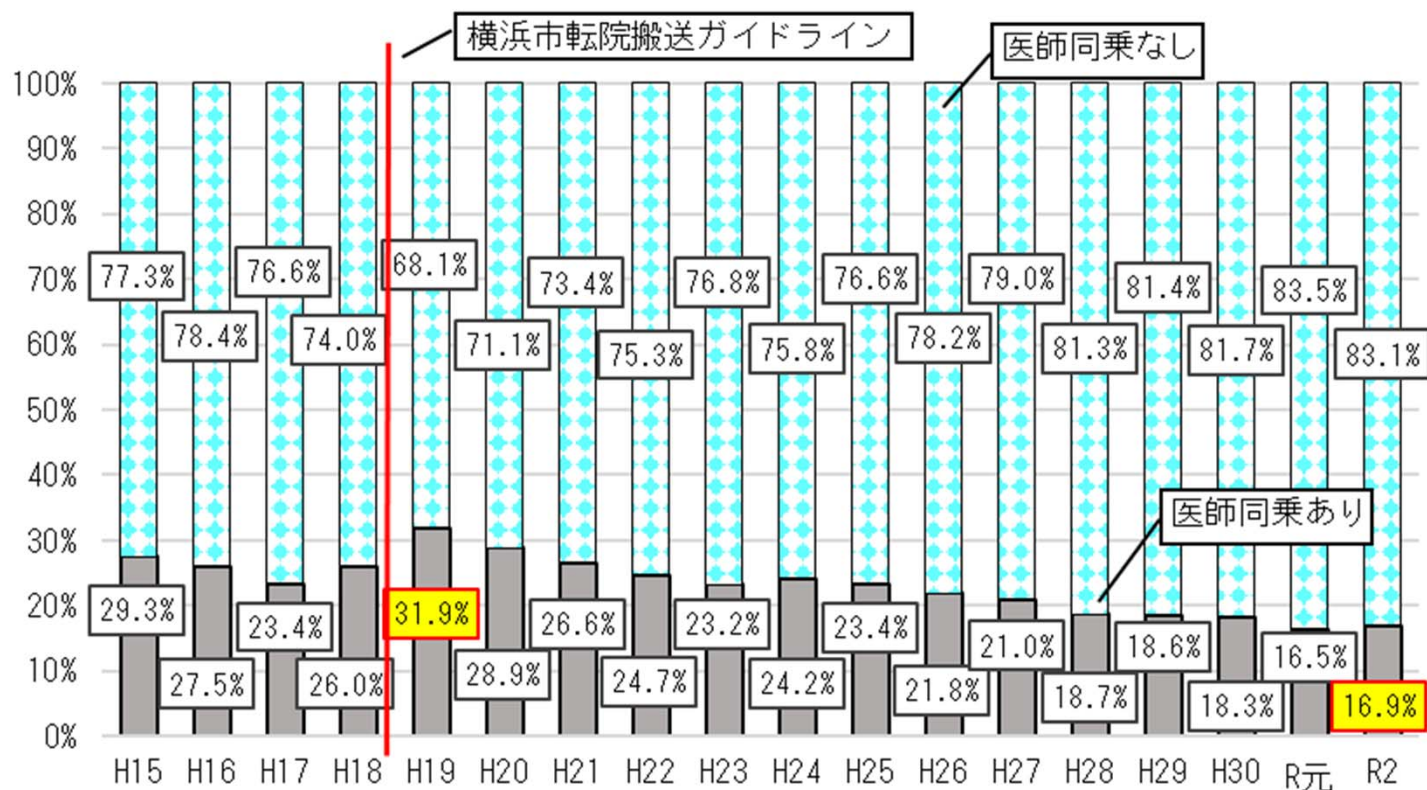
6,121件（期間内転院搬送件数）			
FAXあり 4,507件（73.6%）			FAXなし 1,614件(26.4%)
搬送先確認あり 4,281件（95.0%）		搬送先確認なし 226件（5.0%）	
病院 3,065件 (71.6%)	診療所 1,216件 (28.4%)	病院 103件 (45.6%)	診療所 123件 (54.4%)

# IV 転院搬送の課題

## 課題5 医師が同乗しない場合の措置

転院搬送の際には医師が同乗し、容態管理をお願いしていますが、同乗できない場合の対応について定めがありません。

➤ 医師同乗の有無割合



## IV 転院搬送の課題

### 課題5 医師が同乗しない場合の措置

➤ 横浜市転院搬送ガイドライン(抜粋)

#### —緊急性がある場合—

①～⑤ 省略

⑥ **患者とともに医師が同乗し、搬送中の患者の医療の継続と容態管理をお願いします。**

やむを得ぬ事情があり医師等の同乗ができない場合は処置等の必要な申送りをお願いします。

⑦ 省略

#### 【転院搬送の要件】

①～④ 省略

⑤ **医師等が同乗すること**

➤ 転院搬送における救急車の適正利用の推進について(平成28年3月31日消防救第34号)(抜粋)

【救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参照事項】(抜粋)

1～2-イ (省略)

2-ロ 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。**同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。**

# I 令和3年度・4年度 横浜市救急業務検討委員会 検討事項

## 1 「消防機関が行う転院搬送の要件について」

課題1 緊急性の乏しい転院搬送

## 2 「遠距離搬送について」

課題2 救急隊の長時間拘束

## 3 「転院搬送要請要領等について」

課題3 消防機関への通報要領の課題

課題4 搬送先医療機関の受入れ未確認

課題5 医師が同乗しない場合の措置

## V 今後のスケジュール(案)

委員会	開催日程	検討事項等
第2回開催	令和4年5月下旬	個別課題の検討及び 提言の方向性の取りまとめ
第3回開催	令和4年8月下旬	第17次提言案の提示
予備(第4回開催)	令和4年11月上旬	予備日
		第17次提言を市長に提出

## 横浜市転院搬送ガイドライン

制定 平成 18 年 10 月 1 日

改訂 令和 3 年 3 月 1 日

転院搬送の具体的な流れについて

### — 緊急性がない場合 —

**救急車での搬送は行いません**

救急業務に該当する転院搬送の要件を満たさない要請については、救急車による転院搬送はお断りします。医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者を御利用ください。

なお、横浜市消防局では「横浜市患者等搬送事業認定要綱」を制定し、患者等搬送事業者が遵守すべき事項として「横浜市患者等搬送事業基準」を規定しているとともに、認定に必要な事務手続、患者等搬送乗務員適任証の交付及びこれに必要な講習、認定後の事業者の責務を定めています。当該要綱により横浜市消防局の認定を受けた患者等搬送事業者がございますので参考にしてください。

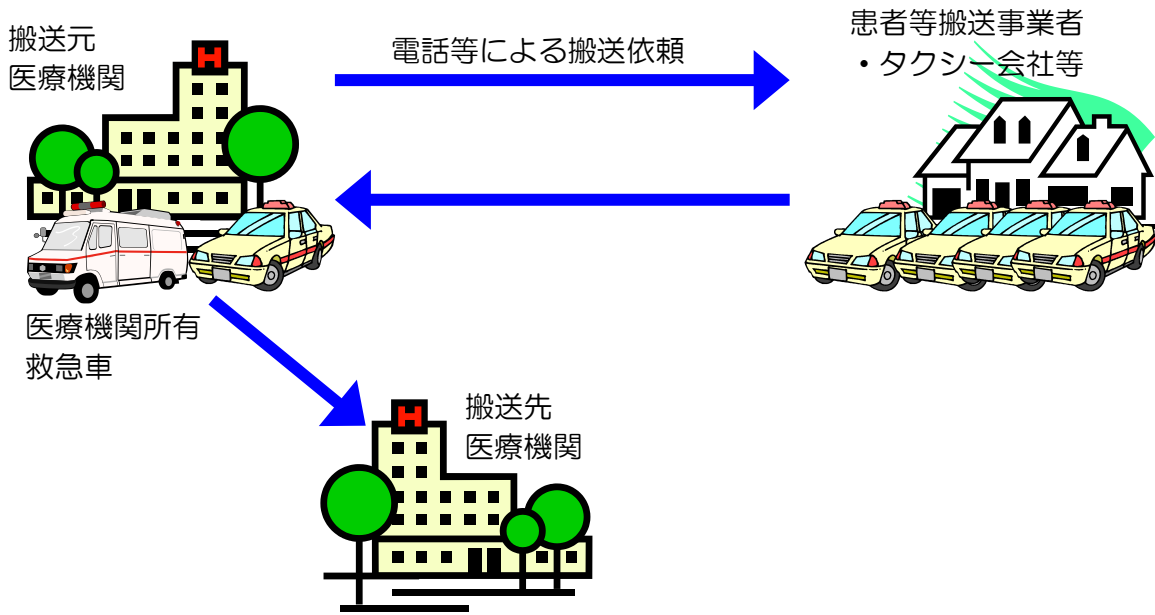
### — 緊急性がある場合 —

- ① あらかじめ搬送元医療機関は、搬送先医療機関に受入れを確認してください。
- ② 転院搬送依頼書に必要事項を記入の上、F a xにより消防局司令室に送信した後、119番通報を行ってください。依頼書を送付するいとまがない場合は現場到着した救急隊に、当該依頼書を手交してください。なお、F a x番号は**119**です。
- ③ 消防局司令室が転院搬送依頼書を受信し、当該転院搬送要請が救急業務に該当することを確認しましたら、搬送元医療機関直近の救急隊に出場指令を出します。
- ④ 速やかな転院のための事前準備（ベッドから移動しておく、搬入口付近で待機しておく等）をお願いします。
- ⑤ 救急車が搬送元医療機関に到着しましたら、F a x送信後の転院搬送依頼書を搬送救急隊員に手交してください。
- ⑥ 患者とともに医師が同乗し、搬送中の患者の医療の継続と容態管理をお願いします。やむを得ぬ事情があり医師等の同乗ができない場合は処置等の必要な申し送りをお願いします。
- ⑦ 医師が救急車に同乗した場合は、地域救急医療体制確保の観点から、救急車に同乗し帰院することができるものとします。この場合、帰署途上に出場指令があった場合は、救急現場まで同乗するか、その場で降車することや、病院までは通常走行とすることなどのほか、搬送医療機関での引継ぎを速やかに行うなど、円滑な救急業務の実施に御協力ください。

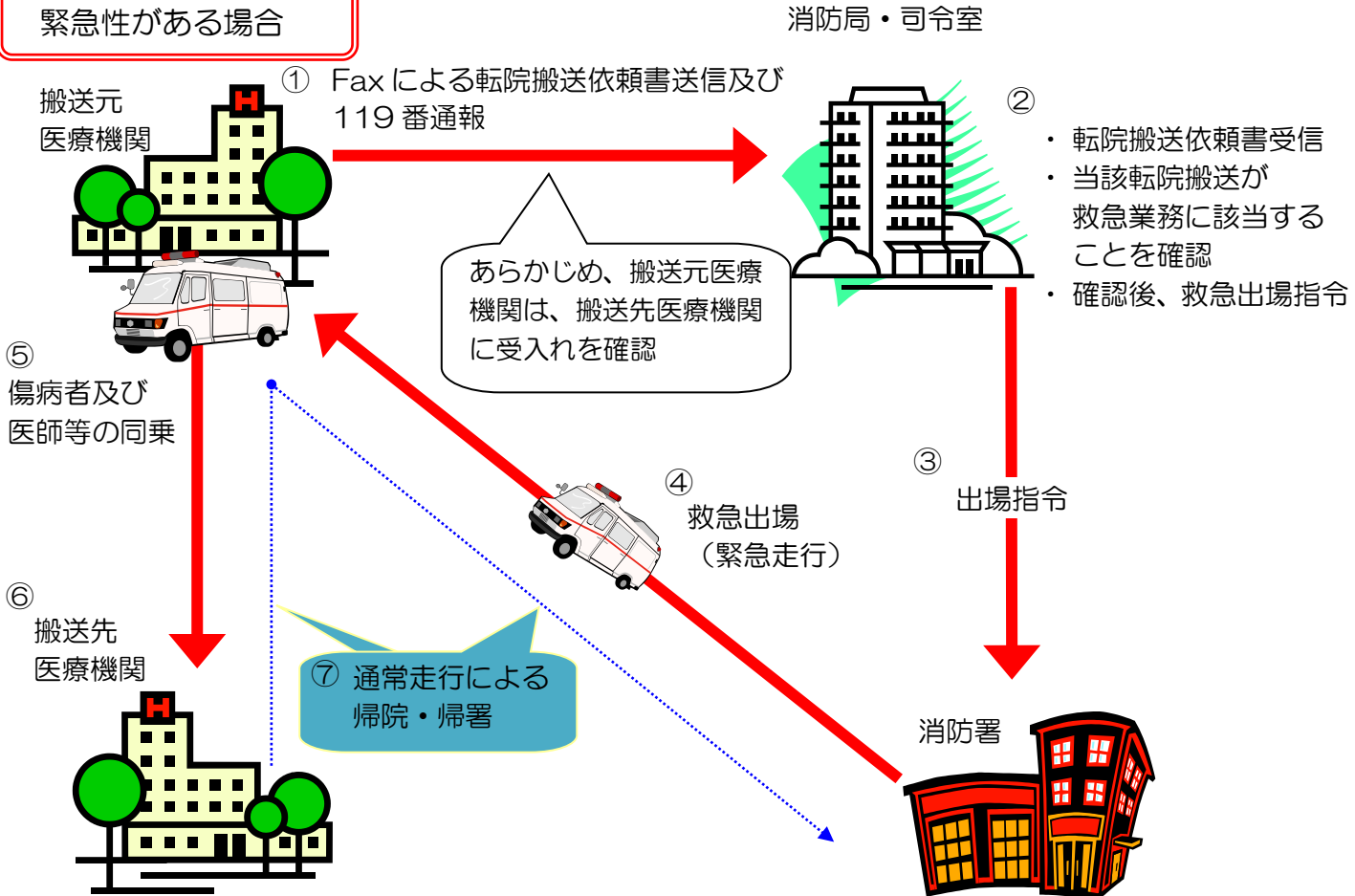
#### 【転院搬送の要件】

- ① 当該医療機関において治療能力を欠き
- ② かつ他の専門病院に緊急に搬送する必要がある
- ③ 他に適当な搬送手段がない場合には
- ④ 転院搬送依頼書により要請する
- ⑤ 医師等が同乗すること

緊急がない場合



緊急がある場合



【転院搬送の要件】

- ① 当該医療機関において治療能力を欠き
- ② かつ他の専門病院に緊急に搬送する必要がある
- ③ 他に適当な搬送手段がない場合には
- ④ 転院搬送依頼書により要請する
- ⑤ 医師等が同乗すること

# 転院搬送依頼書

年 月 日

( 依頼先 )

横浜市消防局長

依頼医療機関名

依頼医療機関代表者氏名

1	「転院搬送の要件」の確認	<input type="checkbox"/> 当医療機関において治療困難 <input type="checkbox"/> 緊急に他の医療機関に搬送する必要がある
2	転院理由	* 救急車による転院搬送が必要な具体的な内容を記入してください。 * ベッド満床、かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。
3	緊急性の有無	* 救急車で緊急に搬送しなければならない理由を具体的に記入してください。 * 緊急性が認められない転院搬送は、救急業務に該当しません。
4	転院搬送元病院・担当医師情報	担 当 医 師 名 _____ 救 急 車 同 乗 医 師 等 氏 名 _____
5	転院搬送先病院・担当医師情報	医 療 機 関 名 _____ 担 当 科 ・ 担 当 医 師 名 _____ 連 絡 先 ( 電 話 番 号 ) _____ ( ) _____ 所 在 地 ( 市 外 の 場 合 の み ) _____
<b>【バイタルサイン】</b> 時 分 ◆意識： JCS I II III - ( ) ◆呼吸： 回/分 ◆SpO <sub>2</sub> ： % ◆脈拍： 回/分 ◆血圧： / mmHg ◆瞳孔： R mm L mm ◆対光反射： R (+ -) L (+ -) ◆体温： °C ◆その他： ( )		救急車内で必要な処置等

司令室使用欄 ( 記入しないでください。 )

傷病者名 \_\_\_\_\_ 男・女 出場指令日時時分 年 月 日  
時 分

生年月日 \_\_\_\_\_ 出 場 隊 名 \_\_\_\_\_ 救急隊



転院搬送依頼書

**記載例**

依頼書送信前に  
記入してください。

年 月 日

( 依頼先 )  
横浜市消防局長

いずれの要件も満た  
すことを確認し、  
チェックしてください。

依頼者は医療機関  
の長とし、氏名の記  
入をお願いします。

依頼医療機関名  
依頼医療機関代表者氏名

押印は不要です。

1	「転院搬送の要件」 の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 当医療機関において治療困難 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急に他の医療機関に搬送する必要がある
2	転院理由	<small>* 救急車による転院搬送が必要な具体的な内容を記入してください。 * ベッド満床、かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。</small> <b>当該医療機関では治療困難のため</b>
3	緊急性の有無	<small>* 救急車で緊急に搬送しなければならない理由を具体的に記入してください。 * 緊急性が認められない転院搬送は、救急業務に該当しません。</small> <b>緊急に開頭手術が必要</b>
4	転院搬送元病院・ 担当医師情報	担 当 医 師 名 _____ 救 急 車 同 乗 医 師 等 氏 名 _____
5	転院搬送先病院・ 担当医師情報	医 療 機 関 名 _____ 担 当 科 ・ 担 当 医 師 名 _____ 連 絡 先 ( 電 話 番 号 ) _____ ( ) _____ 所 在 地 ( 市 外 の 場 合 の み ) _____
<b>【バイタルサイン】</b> 時 分 ◆意識： JCS I II III - ( ) ◆呼吸： 回/分 ◆SpO <sub>2</sub> ： % ◆脈拍： 回/分 ◆血圧： / mmHg ◆瞳孔： R mm L mm ◆対光反射：R (+ -) L (+ -) ◆体温： °C ◆その他： ( )		救急車内で必要な処置等

司令室使用欄 (記入しないでください。)

傷病者名 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 出損指令一時時分 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
**記入しないで下さい!**  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 出 場 隊 名 \_\_\_\_\_ 救急隊

消防救第34号  
医政発0331第48号  
平成28年3月31日

各都道府県知事 殿  
(消防防災主管部局、衛生主管部局扱い)

消防庁次長  
(公印省略)

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 転院搬送における救急車の適正利用の推進について

近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増加が追いつかず、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。救急車の適正利用に向けた取組については、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会において議論が行われたところですが、この中の重要な論点の一つとして、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案（以下「転院搬送」という。）に係る救急車の適正利用の推進についても検討がなされました。

検討会においては、転院搬送について、救急医療提供体制の確保に必要なものもある一方で、全救急出動件数の1割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正な利用が特に求められていること、また、転院搬送における救急車の適正利用の推進のためには、消防庁と厚生労働省とが連携して転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを作成し、各地域においては、当該ガイドラインを参考にしつつ、消防機関、医師会、医療機関等、関係者間で合意の上、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であることが報告されました。

つきましては、各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、下記に示す手順を参考に、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うようお願いいたします。併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、別紙ガイドライン（「救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて

合意形成を行う際の参照事項」)を参考にしつつ、地域の実情に応じ、ルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いします。

貴職におかれては、本通知の趣旨を十分理解した上で、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 都道府県の役割

都道府県は、各地域メディカルコントロール協議会等に対し、転院搬送における救急車の適正利用のための合意形成について、技術的な支援を行うこと。

その際、都道府県メディカルコントロール協議会等において、都道府県医師会、救急医療に精通した医師、消防機関、都道府県消防防災主管部局、都道府県衛生主管部局等、関係者間で、消防機関が実施する救急業務は緊急性のある傷病者の搬送を対象とするものであることを改めて共有し、転院搬送における救急車の適正利用の推進について、十分な議論を行うこと。併せて、以下の事項についても検討すること。

イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。

ロ 地域医療支援病院等の救急用又は患者輸送用自動車を有している医療機関については、当該病院が所有する救急用又は患者輸送用自動車の使用実態を把握した上で、当該自動車を転院搬送に有効活用するよう要請すること。

ハ 消防法第35条の5第1項に規定する傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準のうち、同条第2項第7号の基準(その他基準)は、「前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項」を定めるものとされていることから、必要に応じ、当該基準に転院搬送ガイドライン等の内容を踏まえた規定を定めること。

ニ 2による合意形成を行う区域の設定については、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域(地域メディカルコントロール協議会、二次医療圏、消防本部の管轄区域等)など、地域の実情に応じて定めること。

## 2 地域における合意形成

1 で定めた各地域においては、都道府県の助言を受けつつ、地域メディカルコントロール協議会等の枠組みを活用し、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向けた、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールについて合意形成を行うこと。

その際、地域メディカルコントロール協議会等において、郡市区医師会、救急医療に精通した医師、消防機関、市町村消防防災主管部局、市町村衛生主管部局等、関係者間で、消防機関が実施する救急業務は緊急性のある傷病者の搬送を対象とするものであることを改めて共有し、転院搬送における救急車の適正利用の推進について十分な議論を行った上で、関係者間の合意の下、地域の実情を踏まえたものとする。併せて、以下の事項についても検討すること。

- イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。
- ロ 都道府県の助言を受けつつ、合意形成を行う区域を越えた転院搬送を行う場合等における区域間の調整を実施すること。

## 救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の 参照事項

- 1 消防機関が救急業務として行う転院搬送は、原則として以下のイ及びロの条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施するものとする。
  - イ 緊急性  
緊急に処置が必要であること。
  - ロ 専門医療等の必要性  
高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。なお、一の医療機関において急性期の治療が終了した傷病者について、当該医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても、当該要件を満たす場合もあること。
- 2 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、1の原則を踏まえた上で、地域の実情に応じ、以下の項目について関係者間で検討し、合意の上でルール化しておくことが望ましい。
  - イ 要請元医療機関が、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了解を得ておくこと。
  - ロ 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。
  - ハ 要請元医療機関が、消防機関に対し、転院の理由、搬送を依頼する理由、担当医師名、患者の状態、処置内容等を示した転院搬送依頼書を提出すること。
- 3 地域において救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを策定するに当たっては、地域の実情を踏まえ、必要に応じ、以下の事項についても検討することとする。
  - イ 特殊な疾患等を有する傷病者を除き、一定の時間内に搬送することが可能な区域に関する定めなど、他の救急業務の実施に支障を生じさせるおそれのない転院搬送の地理的な範囲に関する事項
  - ロ 傷病者の迅速な受入れのために、転院搬送を前提として一旦、一の医療機関が傷病者の受入れを実施するなど、消防機関と医療機関との間で既に設けられている一

定のルールに基づいた事項

- ハ その他、医療機能の分化・連携の進展状況等を踏まえ、地域の実情に応じ、特に定めることを必要とする事項